

認定経営革新等支援機関のサポートを受け、経営力の向上に取り組む中小企業者の資金繰りを「みらいサポート融資」が支援します。

物価高騰や人手不足等の影響など中小企業者を取り巻く経営環境は依然として厳しいことから、認定経営革新等支援機関*のサポートを受け、経営力の向上に取り組む中小企業者の資金繰りを支援するため、県制度融資のセーフティネット資金（経営支援枠）に新たに「みらいサポート融資」を創設し、令和8年9月25日（金）から取扱いを開始します。

※認定経営革新等支援機関：中小企業等経営強化法に基づく認定を受け、中小企業等の経営状況の分析や事業に対する指導・助言等を行う者

融 資 条 件

(1) 対 象 者

新潟県信用保証協会の「モニタリング強化型特別保証制度（国の全国統一保証制度）」を活用し、融資を利用する中小企業者

(2) 融資限度額 1億円

(3) 資金使途 運転資金・設備資金・借換資金

(4) 融資期間 10年以内（うち据置期間 運転資金1年以内 設備資金3年以内）

(5) 融資利率 融資期間3年以内 年1.55%

融資期間3年超5年以内 年1.75%

融資期間5年超7年以内 年1.95%

融資期間7年超10年以内 年2.15%

※県制度融資の中でも低利な水準で、かつ、固定金利で利用可能

(6) 保証料補助 国により1/2相当を補助

申 込 窓 口

県制度融資の取扱金融機関

※ 融資については取扱金融機関及び新潟県信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしても融資が行えない場合があります。

※ 次の方はご利用になれません。

- ① 県税を滞納している場合
- ② 金融機関に取引停止処分を受けている場合
- ③ 県信用保証協会が実施した代位弁済への債務履行が終了していない場合

本件についてのお問い合わせ先

地域産業振興課金融係 樋口、目崎
（直通）025-280-5240 （内線）2771